

対馬市社会福祉協議会

第2期 基盤強化・活動中長期計画

『誰もが安心して幸せに暮らすことができる福祉の対馬^{しま}づくり』

～市民に信頼される社協を目指して～

平成28年2月

社会福祉法人 対馬市社会福祉協議会

対馬市社会福祉協議会第2期基盤強化・活動中長期計画策定委員会

あいさつ

対馬市社会福祉協議会では、平成21年10月に策定した「基盤強化・活動中長期計画」が平成26年度で終了となることから、「第2期 基盤強化・活動中長期計画」の策定を行いました。

平成16年3月に6町合併により誕生しました対馬市社会福祉協議会も合併から11年が経過し「誰もが安心して幸せに暮らすことができる福祉の対馬づくり」を目標に、役職員一同、積極的に事業展開を行っているところであります。

その間、対馬市人口の減少は続き、平成27年3月末には、高齢化率が35%となりました。地域は、少子高齢化と核家族化により、高齢者や障がい者の問題、子どもたちをめぐる課題等がますます複雑化し、家族や地域の絆が弱まってきております。

そのような中、平成27年度より介護保険制度の改正や生活困窮者自立支援制度の施行、災害対策基本法の改正等により、社会福祉協議会への役割はますます高まるとともに、誰もが安心して住み続けることができる地域社会づくりへの取り組みが期待されています。

また、対馬市社会福祉協議会も当初の実施計画に加え、平成25年10月からは、障害者（児）一般相談支援事業の受託や障害者（児）計画相談支援事業も開始し、地域福祉を担う役割は、重くなっております。

対馬市社会福祉協議会では、平成25年度に対馬市で策定された「第2期 対馬市地域福祉計画」をもとに、平成26年度には、地域住民及び福祉・保健等の関係団や事業者が、地域福祉推進に主体的に関わるための「第2期 対馬市地域福祉活動計画」を策定し、今回、組織、財政、事務局体制等の今後の在り方を示すために「第2期 基盤強化・活動中長期計画」を策定いたします。

この計画により市民に身近で、信頼される社会福祉協議会づくりを目指して、努力していく所存でありますので、市民の皆様また対馬市をはじめ、関係者、関係団体の一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

おわりに、本計画策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました策定委員の方々をはじめ、ご協力をいただいた関係機関の皆様には心から感謝申し上げますとともに、今後ともご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成27年 5月

社会福祉法人 対馬市社会福祉協議会

会 長 松 井 旦 壽

委員長あいさつ

近年、我が国の社会福祉を取り巻く環境は、著しく厳しい状況下におかれています。国の社会福祉政策を講じながらも、少子高齢化の歯止めも利かずに将来の展望は、先の見通しが見つからないようです。

さて、対馬市は、6町の合併から11年を経過し、地域産業や就業率の低迷から若者が島外へ流出し、また地域の過疎化が著しく数多くの福祉課題が山積しております。

こうした福祉課題の解決に向けて協議を重ねながら、対馬市社会福祉協議会は、「第1期 基盤強化・活動中長期計画」を5年ぶりに見直し、平成21年度に策定した「第1期対馬市地域福祉活動計画」も5年を経過していたため、今期に策定をしております。

「対馬市地域福祉活動計画」は、地域福祉の推進を図る上で、市民の視点に立った行動計画です。これに対し「基盤強化・活動中長期計画」は、この法人の組織基盤を強化するため、現在の事業の在り方を専門的視野から考察しながら、対馬市社会福祉協議会の数多くの運営課題を十分に協議し、これからの事業展開の在り方を中長期計画にまとめて策定いたしました。

「基盤強化・活動中長期計画」は、対馬市社会福祉協議会の事業目的を十分に果すための計画であり、無理なく確実に実行していくことが大切です。

社会福祉法の第109条には、市町村社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図る団体として役割が明示されており、このことから今後は、少子高齢化と過疎化の進行が顕著になるため、対馬市民個々の尊厳に理解を示し、地域福祉の向上のために期待に応える義務と責任があると思います。

対馬市は、国の「医療介護総合確保法（平成元年6月30日施行）」が、平成26年6月の改正を受け、地域包括ケアシステムの構築に向けて準備を進めております。対馬市社会福祉協議会は、こうした保健・医療・福祉の動向を注視しながら、対馬市民の福祉の現状を調査・研究し、関係機関との連携を密にしながら地域福祉の推進のために一層の努力をしていかなければなりません。

最後に、この計画を策定するにあたり、ご支援ご協力を頂きました策定委員の皆様をはじめ、対馬市社会福祉協議会の役職員の皆様、福祉・医療関係者等の皆様に心から感謝を申し上げます。

平成27年 5月

社会福祉法人 対馬市社会福祉協議会
第2期基盤強化・活動中長期計画策定委員会

委員長 三原 叶也

(目 次)

序章 対馬市社会福祉協議会	
第 2 期基盤強化・活動中長期計画策定にあたって	・・・ 4
第 1 章 対馬市社会福祉協議会の現状と課題	・・・ 7
1) 法人運営部門	
2) 地域福祉活動推進部門	
3) 福祉サービス利用支援部門	
4) 在宅福祉サービス部門	
5) その他	
第 2 章 基本理念・構想	・・・ 16
基本理念	
基本構想	
第 3 章 基本計画	・・・ 20
第 4 章 実施計画「年次計画」	・・・ 23
参考資料	
策定委員会設置要綱	・・・ 38
策定委員会名簿	・・・ 40
策定委員会スケジュール	・・・ 41

序 章

対馬市社会福祉協議会

第 2 期 基盤強化・活動中長期計画の策定にあたって

対馬市社会福祉協議会第 2 期基盤強化・活動中長期計画策定にあたっての計画策定の基本事項である計画策定の目的、計画の性格と役割、計画の期間、計画の構成、計画の推進体制、他の計画との関係、計画の見直しと進行管理について示します。

なお、対馬市地域包括ケアシステム構築中であり、対馬市社会福祉協議会の事業運営に大幅な変更が生じると思われるため、再度協議し修正等を行う事としておりましたが、対馬市地域包括ケアシステムが構築され大幅な変更は生じないと判断したことを申し添えます。

基本事項

1) 計画策定の目的

社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、社会福祉法第109条により地域福祉を推進する団体として位置づけられた民間の社会福祉法人です。

さて、対馬市社会福祉協議会（以下「対馬市社協」という。）は、平成21年10月に第1期基盤強化・活動中長期計画を策定し平成22年度から5カ年間、計画に沿って事業を推進してまいりました。

また、平成21年3月に市民の活動である第1期対馬市地域福祉活動計画が策定され平成27年3月には第1期の見直しである第2期対馬市地域福祉活動計画が策定されました。

そこで、第1期基盤強化・活動中長期計画から今日までの対馬市社協の地域福祉事業、組織機構、財源確保、介護保険事業の経営等、混在する課題の整理、見直しを行い、市民に信頼される社協活動の展開を図りたいと考えています。

しかしながら、対馬市内の経済情勢が厳しい中、補助金の減額や受託事業の減少、また自主財源確保のための介護保険事業等収益的事業の減収により、事業運営が危うい状況に陥っています。

このような状況の中で、今後の対馬市社協の展望を見据え、第1期基盤強化・活動中長期計画からの更なる進展を図り、対馬市の地域福祉の推進のため対馬市社協の基盤を強化する事が急務であると考え、財源確保や組織機構、介護保険事業の経営を重点的に見直す為の第2期基盤強化・活動中長期計画を策定し、「第2期対馬市地域福祉活動計画」と両輪を形成して、対馬市の地域福祉の向上を目指すことを目的とします。

2) 計画の性格と役割

- (1) この計画は、対馬市社協本体の安定した維持運営のための組織、財政、事務局体制等の今後の在り方を示す「対馬市社協発展強化計画」の性格を有しています。
- (2) この計画は、「地域福祉活動計画」の実現に向けて、対馬市社協の目標や役割を明確にするとともに、地域福祉を総合的に推進するための「対馬市社協活動計画」として位置づけます。
- (3) この計画は、対馬市社協の自主財源確保のため、従来事業活動の見直し、充実を含む収益的事業の取り組みについての基本方針を示します。

3) 計画の期間

この計画の期間は、平成27年度（2015年）から平成31年度（2019年）までの5か年とします。

4) 計画の構成

この計画は、「現状と課題」「基本理念・構想」「基本計画」「実施計画（年次計画）」の4つの章で構成しています。

第1章 「現状と課題」

対馬市社協の現状と課題を示すものです。

第2章 「基本理念・構想」

社協が目指すべき活動の方向性を踏まえ、対馬市社協のあるべき姿を基本構想として示すものです。

第3章 「基本計画」

基本構想の実現を図るため、対馬市社協において推進すべき事業・活動及び基盤整備等の達成すべき目標を示すものです。

第4章 「実施計画（年次計画）」

基本計画実行のための推進項目の設定や具体的な実施事業・活動及び基盤整備等の年次計画を示すものです。

5) 計画の推進体制

この計画の実施主体は対馬市社協であり、対馬市行政をはじめ福祉施設等関係機関、NPO・ボランティア団体、さらには対馬市民すべての参加と協働により推進するものです。

6) 他の計画との関係

この計画の実施にあたっては、対馬市が策定した「第2期対馬市地域福祉計画」並びに「対馬市市民協働（共働）推進指針」及び対馬市社協で策定された「第2期対馬市地域福祉活動計画」などとの関連に配慮します。

7) 計画の見直しと進行管理

この計画は、地域福祉を取り巻く情勢を勘案し、定期的な評価を行いながら推進します。

第 1 章

対馬市社会福祉協議会の現状と課題

対馬市社会福祉協議会の現状と課題を示すものです。

対馬市社会福祉協議会の現状と課題

ここでは、対馬市社協の課題について平成15年3月に全社協より提出された「市区町村社会福祉協議会経営指針」の「市区町村社会福祉協議会の事業体制及び事業内容」で示された4つの部門「法人運営部門」、「地域福祉活動推進部門」、「福祉サービス利用支援部門」、「在宅福祉サービス部門」に分け整理しました。

1) 法人運営部門

適切な法人運営や事業経営を行うとともに、総合的な企画や各部門間の調整などを行う部門

(1) 財源確保

① 公費財源

本会の公費財源は、法人運営のための運営費、行政より事務受託を受けている対馬市シルバー人材センターの運営費の補助金及び指定管理制度により管理委託を受けているセンターの管理運営費、在宅福祉事業を中心に展開している事業の委託料です。

その中で、法人運営の運営費補助金については、社協運営及び地域福祉活動の推進を担当する事務系正規職員人件費の全額及び事務物件費の半額とされており、その不足分については、本会が自主的に行う介護保険事業等在宅福祉活動や祭壇貸出事業の収益をもって補てんを行っている状況です。

しかしながら、事務物件費の半額については、根拠がなく、また、在宅福祉活動についても赤字の状況であり、法人運営の不足を在宅福祉活動で補てんを行うという考え方ではなく、在宅福祉活動が法人運営に負担すべき金額を明確にし、その不足額を補助金として負担するといった、実態に即した補助金の獲得が必要であると考えます。

また、安定的な公費財源を求めるには、市民が求める社協活動を展開し、市民にも行政にも社協の存在価値をアピールできる活動が必要であり、そのためには、平成27年3月に策定された「第2期地域福祉活動計画」に即した社協活動が必要であると考えています。

② 民間財源

本会の民間財源は、社協会費、寄付金及び共同募金配分金で多くの市民から得た地域福祉活動推進のための財源です。

社協はこういった財源を有効活用し、地域福祉を推進する団体として『誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり』を推進することを使命とし、

- 1) 住民参加・協働による福祉社会の実現
- 2) 地域における利用者本位の福祉サービスの実現
- 3) 地域に根ざした総合的な支援体制の実現
- 4) 地域の福祉ニーズに基づく先駆的な取り組みへのたゆみない挑戦

を理念とし、こうした事業を展開するために、

- 1) 地域に開かれた組織として住民参加を徹底し、情報公開や説明責任を果たす。
- 2) 事業の効果測定やコスト把握などの事業評価を適切に行い、効果的で効率的な自立した経営を行う。

といった組織運営を行うとされています。（「市区町村社協経営指針」参考）

現在、全国的に長引く不況は対馬市においても例外ではなく、過去5年間の民間財源は年々減少している状況です。しかしながら、先に掲げたような事業展開や組織運営を行い、市民にアピールすることが信頼される社協となり、民間財源の確保にもつながっていくのではないかと考えられます。

また、「善意銀行基金」は、市民の寄付金を毎年積み立て年々増加しています（平成26年度末：98,823千円）が、その果実は、銀行の低金利により多くは望めません。

今後は、基金の効率的な造成方法や「財政調整基金」の新設など有効に活用する方法を検討していく必要があります。

《会員制度について》

会員制度は、地域福祉活動を推進する団体としての社協の趣旨、目的に賛同する個人や団体が、その構成員となり社協活動を支援することを目的として制度化されたもので、本会においては、個人会員として「一般会員」、「賛助会員」及び団体会員として「団体会員」「法人会員」「地区会員」として実施しています。

特に住民会員である一般会員は、社協会員の性質が、会費の納入によって資格・権利を生ずるものではなく、地域福祉の推進や社協事業に賛同し会費を納入する「賛助会員」的な性格を有するものであります。

また、会費の徴収については、社協自らが市民に対して推進活動を行うのが本来の姿であると思われませんが、現在の組織体制では非常に困難で、行政の協力のもと各自治組織の区長をお願いしているところであり、積極的に各自治組織へ出向き、会費の使途等の説明を訴える必要があると考えます。

併せて、対馬で生まれ、対馬で育った方々で、家族を残し対馬を離れ生活している方も対馬の人口の何倍にもなっていると思います。そういった方に対し、賛助会員（ふるさと会員）としての入会の呼びかけを広く行う必要があると思われ

③ 事業収入財源

事業収入財源は、対馬市社協の自己責任によって行う事業により得た収入であり、介護保険事業等の収入がそれにあたります。

在宅福祉サービスの実施にあたっては、事業としての採算性の確保に努力し、適切な収益の確保に努め、事業収入によって得た収益は、法人運営部門の事業経費の一部を適切に按分し、事業管理費として負担するとともに、社協が実施する福祉サービスの開発に結びつけることが重要であり、また、事業を継続的かつ安定的に実施していくための資金の保留も必要となります。

しかしながら、対馬市社協が実施している在宅福祉事業は、度重なる介護保険法の改正により経営が安定せず、保留してきた資金を持って耐えしのいでいるのが現状です。

また、本会においては収益事業として、葬儀の折の祭壇を低料金で貸し出すことにより、地域住民の葬祭事業による出費を軽減するとともに、その事業収益を福祉事業を行うための自主財源とすることを目的に祭壇貸出事業を行っていますが、近年では、民間の葬祭業者が増加し、民間業者のサービスの向上により社協の祭壇利用者は激減しています。

いずれにせよ、対馬市社協が当該事業を行う意義・目的を再確認し、継続実施に向けての可能性を示唆しながら検討していく必要があります。

(2) 組織・体制

① 事務局体制について

現在の組織体制は1本所5支所であり、合併前に設置してあった6町社協の事務局を継続し編成しています。平成26年度に行政の大幅な機構改革が行われ、社協支所の統合が打診されている状況です。

地域福祉活動の推進を行うためには、住民の活動の拠り所としてできるだけ小地域ごとに拠点を設けることが重要ではありますが、少人数での支所体制では地域福祉活動部門の継続が難しい状況です。

すなわち、支所統合により職員数を確保し地域福祉活動部門を強化し、また拠点は支所機能が無くなりますが、窓口機能を存続する事で市民へ不利益にならないように努める必要があると思います。

また、今後の定年退職等に備え、計画的な人員補充が必要であるとともに人件費を伴う補助事業や委託事業の研究が必要であると考えます。

いずれにせよ、組織改革により、支所統合の状況におかれても、地域福祉事業の質と量を落とさず事業推進を行う必要があります。

② 役職員の意識改革

昨今の複雑多岐にわたる福祉ニーズに対応するため、社協職員の専門性が求められており、資格取得のための助成制度等の活用や独自研修事業の開催及び県社

協等で行われる役員や職員研修への積極的な参加が必要となってきます。

また、組織の広域化に加え、多種多様な福祉ニーズに対応する為に年々増加する施策、理事等役員や評議員の責務も大きくなっています。単なるあて職ではなく、福祉活動に対する専門性や経営理念を持った人材の登用が必要と考えられます。

2) 地域福祉活動推進部門

地域住民や地域のあらゆる団体・組織と協働して地域の福祉課題を把握し、その解決にむけた地域福祉の取り組みを計画的、総合的に推進する部門。

(1) 福祉課題の把握・新たな福祉サービス等の企画

地域福祉活動の推進を目的とした事業を行うための財源の主なものは、社協会費、寄付金、共同募金配分金等であり、市民が納得のいく社協活動の展開が必要です。

そのためには、地域福祉活動の推進に対する社協本所及び支所の役割を明確にし、小地域での福祉ニーズあるいは対馬市全体としての福祉ニーズを把握し、平成27年3月完成の「第2期地域福祉活動計画」と照らし合わせながら、地域の実情に合った柔軟かつ住民参加を基本とした福祉サービスを展開していくことが必要です。

また、社協活動の透明性の確保あるいは福祉活動への住民参加の観点からも、福祉サービスの企画段階から市民が参加できるシステムの検討も必要です。

(2) ボランティアや市民活動の振興・支援、福祉教育・啓発活動

① ボランティア市民活動センター機能の充実強化

地域福祉活動の推進を、総合的に展開するためにも「ボランティア・市民活動センター」は必要不可欠であり、その機能の充実強化が必要です。

- 1) ボランティアコーディネーター等専門性を持った職員の確保
- 2) ボランティア活動や市民活動の人材の育成及び組織化の推進・支援
- 3) ボランティア登録の推進
- 4) ニーズ把握の強化

また、阪神・淡路大震災を契機として、近年各地で地震等災害が頻発している中で、全国的に災害ボランティア事業の推進が図られています。

平成27年度においては、対馬市においても長崎県防災訓練が峰町で計画されており、災害時におけるボランティア活動の気運も高まっている時期であり、今後も継続していく必要があります。

中でも①人材の育成

②要援護者台帳の整備

③市の防災計画に沿った小地域での民間計画の策定も検討の必要があります。

併せて、ボランティア活動や、市民活動の高揚を図るためには、社会福祉大会や市民イベントを開催し、その必要性をアピールするとともに、地域で活躍されている個人や団体を表彰することの継続も必要性があるのではないかと思います。

② 福祉教育の推進

地域福祉活動の推進を図るには、就学時から福祉活動について関心を持たせるとともに、小地域の中で地域全体が福祉について考える機会をつくる「ふれあい学習」的要素を持った事業展開が必要です。

ふれあい学習推進事業と連動して『あいさつ+1（プラスワン）運動』は地域から高い評価を受け、対馬市全体へと事業展開が図られ、各地区特色の有る事業が行われており、教育委員会等関係機関との連携を密に進められております。

(3) 住民、当事者、社会福祉事業関係者の連絡調整

社協の持つ中立公平な立場で事業を展開するためには、住民組織や民生委員・児童委員、社会福祉施設、福祉活動・福祉サービスを実施する市民活動団体や民間事業者、その他あらゆる団体・組織との連携を密にし、情報を共有する必要があります。

また、本会においては、老人クラブ、身障協会、手をつなぐ育成会の福祉3団体の事務局を担当しており、これらの団体については、当事者の自主組織であり自主運営が基本ではありますが、社協の良き理解者であり、強力なサポーターです。しかしながら、市の連合組織を含め合計21団体の業務は、年中多忙で職員にかなりの負担がかかっていることは事実であります。

そこで、福祉団体の会員で出来ることは会員で行う等、事務分掌の棲み分けを実施し、自主運営に向けての人材の育成、会員増強等団体の組織力、基盤強化のための協力支援、会員相互のための福祉活動の推進、支援を行う必要があります。

3) 福祉サービス利用支援部門

福祉サービス利用者の援助や地域での生活支援に向けた相談・支援、情報提供・連絡調整を行う部門で、本会においては、「日常生活自立支援事業」、「無料法律相談」や「心配ごと相談」の各種相談事業、「対馬市福祉資金貸付事業」、「県社協貸付事業の相談・受付業務」を行っています。

(1) 日常生活自立支援事業

県社協の受託事業である日常生活自立支援事業については、「福祉あんしんセンター対馬」を設置、本所及び支所に専門員を配置し、また管内に生活支援員13

名を配置し事業を実施しています。本事業の対象者は知的障がいや精神障がいを
持つ障がい者及び認知症高齢者が主で、その対応にかなりの時間を要し、また、
緊急な対応が必要な場合もあり職員の負担も利用者の増加により大きくなって
きているのが現状です。

また、日常生活自立支援事業では年々不安を抱える利用者、対応に限界を感じ
る利用者等、成年後見制度へ移行すべき利用者が増加している状況です。現在は、
受け皿として多忙な弁護士へ依頼をしています。今後は対馬市社協としての法
人後見事業の模索も必要であると思います。

一方、本事業に対する委託料は、利用者の数や相談件数等により算定されては
いますが、地域性が考慮されておらず担当地域が広く利用者が広範囲に点在して
いる対馬のような地域では不利となっています。

今後は、地域性を考慮した十分な予算の確保について県や県社協に要求すると
ともに、より効率的な体制整備が必要であると考えます。

(2) 「地域総合相談・生活支援システム」の構築

相談事業について、弁護士による「無料法律相談」は、専門性が高く直接解決
に結びつけることが可能なので、利用者が多く事業効果も上がっています。

社協職員が対応する「心配ごと相談」は、介護から貸付資金まで、多種多様な
相談に対応し、各専門機関に繋ぐ役割を担っており、職員の相談対応能力が求め
られています。

また、相談事業は、福祉ニーズの把握あるいは市民の悩み解決の場として「第
2期地域福祉活動計画」においても事業の強化が望まれ、また、市民の悩みごと
も複雑多岐にわたっていますので、今まで以上に下記事項の充実強化が必要と考
えます。

- ① 他の相談事業実施関係機関との連携強化
- ② 相談内容による専門性の強化
- ③ 相談体制の充実強化

また、市内の嫁不足は、深刻な社会問題であり行政と一体となった取り組みが
必要であると考え、平成23年度に結婚相談所を開設し、年間3回程度の「めぐ
りあいイベント」の実施等、出会いの場の提供を行っております。

(3) 資金貸付事業

資金貸付事業については、県社協が実施する生活福祉資金や高齢者・障害者住
宅整備資金等の相談・受付窓口として事務受託を請け事業展開しているほか、県
及び市などが出資し積み立てられた「福祉資金」を原資として、自立更生を目的
に生活困難者に貸し付ける「対馬市福祉資金貸付事業」を実施しています。

本制度は、自立更生を目的としているが、近年、市内の雇用情勢が悪化し年々
増加している生活保護世帯の一時的な出費に対する貸付件数が増加しています。

また、平成26年度末において、借受人、連帯保証人の死亡や行方不明等により欠損処分が必要な債権が52件、2,240千円あり、欠損補填積立金で賄えた債権は21件、780千円であります。今後の欠損処分については、原資の出資者である県や市とその対応を協議する必要があります。

ただ、新たな滞納者を出さないよう償還指導の強化、督促文書、訪問等、あらゆる手段を使い、職員が一丸となって債権回収に努める必要があると考えます。

4) 在宅福祉サービス部門

介護サービスなどの多様な在宅福祉サービスを提供する部門で、本会においては「身体障害者訪問入浴サービス事業」、「外出支援サービス」の対馬市受託事業及び障害福祉サービス事業・介護保険事業を実施しています。

(1) 対馬市受託事業

対馬市受託事業の「身体障害者訪問入浴サービス事業」及び「外出支援サービス事業」は、合併前の厳原町で実施されていた事業で、現在でも厳原支所で運営され厳原地域を中心にサービスの提供を行っていますが、対馬市の要綱上は当然対馬市全体を想定しているものであり、今後は他の地域でのニーズを調査し、要綱に記してある市全体事業としてのサービス提供の必要性や体制を検討していく必要があります。

(2) 障害福祉サービス事業・介護保険事業

対馬市社協における在宅福祉サービス事業は、1997年の介護保険法の成立2000年実施から、利用者本位のサービス提供を目的にサービス事業者の競争の原理がもちいられ10数年が経過し、きめ細かなサービスが求められています。

このような中で、法人運営部門の財源確保の項で前述したように事業収入として一定の採算性を持った効率的な運営が求められますが、介護保険制度や障害者総合支援法などの制度改革が頻繁に行われるので、収支が不安定な状況です。

《社協らしい在宅福祉サービスへ向けて》

- 1) 利用者の立場に立った高品質なサービス、低所得者や困難ケースなどへの対応に積極的に取り組むなど、地域住民から信頼される公共性の高いサービスの提供
- 2) 在宅福祉サービスは、在宅で暮らす高齢者や障がい者がサービス対象であり、そういった方々の福祉ニーズ発掘の場である。本来の事業である地域福祉の推進あるいは地域の福祉サービスの向上につながる事業運営
- 3) 管内の在宅福祉対象者やサービス事業者等事業資源を再確認し、対馬市社協として実施すべき事業量を再検討し、それに見合った事業所及び職員の配

置

4) 在宅福祉サービスの現状を再確認し、経営理念を持った役職員の意識改革

とはいえ、在宅福祉サービスは、サービス事業者の競争原理が基本であります。市内の生産年齢人口が減少している半面、サービス対象者は増加傾向にあり、市内のニーズは増大している状況ですが、サービスの量・内容等、市内各地において偏りが目立ちつつあります。

また、これから対馬市が取り組む地域包括ケアシステムの構築に向けて、対馬市社協としての役割を模索すると共に介護保険事業の継続、一部廃止を考慮した事業再生の検討が必要です。

5) その他

(1) シルバー人材センター事業

シルバー人材センター事業は、元気高齢者の人材活用、社会参加及び生きがいづくりを目的に合併前の厳原町で設置され、事務受託という形態で現在でも厳原支所のみで運営されています。本事業についても在宅福祉事業の市受託事業と同様「対馬市シルバー人材センター」として市全体事業として推進していくためには、市内の他の地域にも拠点を設置する必要があります。

広域化については、他の地域でのニーズ調査を行いながら、対馬市と協議検討して行く必要があると考えます。

(2) 祭壇貸出事業

祭壇貸出事業は、上県・上対馬町において祭壇貸出事業を実施しておりますが、民間業者の参入等環境変化によりその利用頻度は激減しております。

少ない利用者ではありますが、地域に根付いた事業であり低所得者層には必要な事業であります。

収支の状況は黒字であり、大事な収益事業の一つでもありますので、祭壇等の老朽化が懸念されておりますが、民間の業者に対抗できるようなサービス向上を目指し、さらなる事業展開を図る必要があると思われれます。

第 2 章

基本理念・基本構想

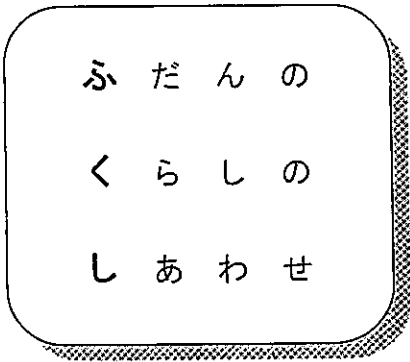
社協が目指すべき活動の方向性を踏まえ、対馬市社協のあるべき姿を基本構想として示すものです。

基本理念

『誰もが安心して幸せに暮らすことができる福祉の対馬^{しま}づくり』

～市民に信頼される社協を目指して～

対馬市社協は、平成27年3月に策定された「第2期対馬市地域福祉活動計画」を基本とし、市民並びにあらゆる関係者、関係機関の参加と協働のもと、地域福祉活動を推進することにより、「誰もが安心して幸せに暮らすことができる福祉の対馬^{しま}づくり」の実現にむけた活動を展開し、市民から期待され信頼される対馬市社協をめざします。



ふだんの
くらしの
しあわせ

基本構想

近年、少子・高齢化が急激に進行するとともに、世界的な経済不況の影響、あるいは、地方分権や三位一体改革による地方行政の財政状況の悪化等の影響を受け、住民の生活環境の変化に伴い、福祉ニーズは、多種・多様化の一途をたどっております。特に対馬地域におきましては、地元業者等の倒産が相次ぎ、働き盛りの若い世代の人たちが雇用の場を求め、島外に流出し、過疎化が進行、高齢者のみ世帯が急増している中で、誰もが安心して幸せに暮らすことができる地域社会を実現するためには、市民や関係者がお互いに手を取り合った協働による「地域福祉活動」が重要となってきます。

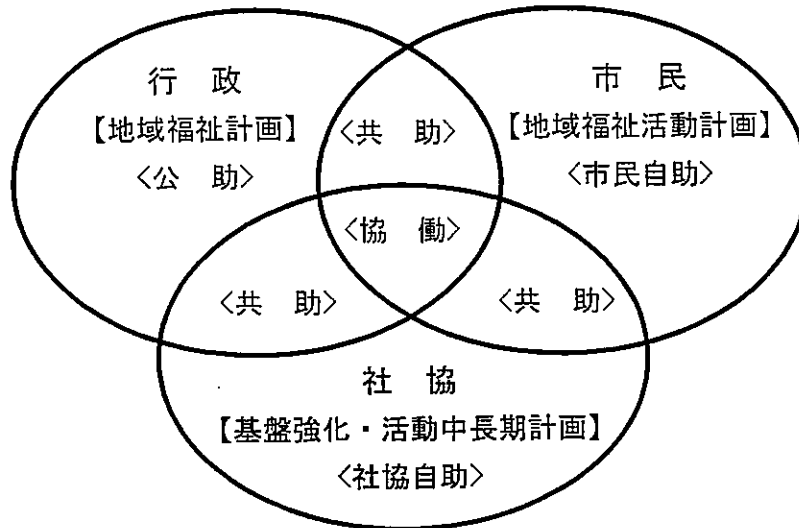
このような現状を踏まえ、社協は地域福祉を推進する団体として、小地域での福祉課題やニーズの掘り起こしを行い、市民主体に基づいた社協活動の展開が必要となります。

対馬市社協では、対馬市により策定された行政計画である「第2期対馬市地域福祉計画」及び「対馬市市民協働（共働）推進指針」並びに本会が中心になって策定された市民の活動計画である「第2期対馬市地域福祉活動計画」と連携し、地域福祉を推進する団体として、対馬市社協のあるべき姿の再確認を行いながら、社協活動の強化及びそのための社協基盤の強化を計画的に行うことにより基本理念である「誰もが安心して幸せに暮らすことのできる対馬づくり」の実現をめざします。

基本理念実現のための対馬市社協の重点目標

- ① 小地域での福祉課題・ニーズの発掘ための相談事業等生活支援体制の強化
- ② 福祉人材の確保と資質向上の推進
- ③ 市民活動・ボランティア活動の推進・支援
- ④ 市民参加と協働のためのネットワークの構築
- ⑤ 関係機関・団体との連携強化と連絡調整機能の充実
- ⑥ 社協らしい在宅福祉サービス活動の検討
- ⑦ 地域包括ケアシステムの推進
- ⑧ 高齢者等地域見守りネットワークの構築
- ⑨ 対馬市社協の財政基盤・組織・事務局体制の強化

地域福祉推進のための体系



第 3 章

基本計画

基本構想の実現を図るため、対馬市社協において推進すべき事業・活動及び基盤整備等の達成すべき目標を示すものです。

基本計画

社協の構成は、多くの市民の参加による市民会員が基本で、市民の理解とご協力により成り立っています。言いかえれば、社協の基盤は市民であり、市民に信頼されることが基盤強化につながるものと考えています。

そのために

- ① 第2期地域福祉活動計画の実現に向けた社協活動の展開
- ② 安定した財源確保のための信頼される社協づくり
- ③ 市民に信頼される社協運営のための体制整備

以上の3つの柱を基本とし基本計画及びそれに対する実施計画を検討しました。

基本計画 ①

誰もが安心して暮らすことができる

福祉の対馬^{しま}づくりをすすめます

対馬市では、平成19年度に策定した「対馬市地域福祉計画」の見直し時期を迎え、平成24年度に「第2期対馬市地域福祉計画」を行政において策定され、対馬市における地域福祉の推進指針が見直されました。対馬市社協においても地域福祉推進のための市民主体の行動計画である「対馬市地域福祉活動計画」の見直しを行い、「第2期地域福祉活動計画」策定には、3千人を超える市民から協力を頂き、平成27年3月に完成することができました。

今後は、対馬市の地域福祉活動の中核として「第2期地域福祉活動計画」の実現に向けた社協活動を展開することにより、誰もが安心して暮らすことができる対馬づくりをすすめます。

基本計画 ②

市民に信頼される社協づくりをめざし

安定した財源の確保に努めます

社協は、

- ① 市民の会費、寄付金、募金等を中心とした民間財源
- ② 行政からの補助金や委託料を中心とした公費財源、
- ③ 社協自らの事業展開により得られる事業収入財源

により事業運営がなされています。

対馬市社協は、このような財源の効率的な活用を行うため、事業の評価や見直しを行うとともにその用途の透明性を図りながら、市民や行政に信頼される社協づくりを行うことにより、民間財源や公費財源の安定的な確保を目指すとともに、健全な運営に努めます。

基本計画 ③

市民の参画と安心・安全な社協運営のシステム作り

積極的に社協事業が展開できる体制整備に努めます

社協は、多くの市民会員で構成されているのに合わせて、税金による補助金等や、会費、寄付金等市民からの財源での運営が基本です。言い換えれば対馬市における福祉のまちづくりについて、市民から負託されていると考えても過言ではないと思います。対馬市社協は、公共性の高い民間社会福祉法人として市民から信頼され、市民が安心して福祉のまちづくりを負託できるよう、安心・安全で適確な社協運営に努めるとともに、その運営に市民が参画できるシステム作りに努めます。

また、積極的に社協事業を展開するために、効率的、機能的な事務局・職員体制の整備に努めます。

第 4 章

実施計画「年次計画」

基本計画実行のための推進項目の設定や具体的な実施事業・活動及び基盤整備等の年次計画を示すものです。

本編図表(年次計画)中の矢印は、
細い実線(●→)：継続実施事項
太い実線(●→)：新規実施事項
破線(●- - ->)：検討事項
を表します

実施計画

基本計画 ①

誰もが安心して暮らすことができる

福祉の対馬づくりをすすめます

実施計画 (1)

ボランティアや市民活動の振興・支援、福祉教育の推進に努めます

① ボランティア・市民活動センターの充実強化

市民主体の福祉活動を推進するため、ボランティアや市民活動に対する人材を育成するとともに、ボランティアや市民活動の相談・斡旋活動の充実強化を図ります。

実施項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	備考
ボランティア養成講座	継続		見直し			
災害ボランティアの養成	継続		見直し			
ボランティア登録の推進・台帳整理	継続		見直し			
ボランティアニーズ・要援護者調査の実施・台帳整理	継続		見直し			
対馬市民ボランティア連絡協議会の運営	継続		見直し			
共同募金配分金助成事業の推進 (赤い羽根・歳末)	継続		見直し			

② ふれあい学習の推進

地域での福祉課題を共有し、課題解決に向けて地域住民が協働で取り組むために各町に「ふれあい学習推進協議会」を設置するとともに、福祉教育を推進します。また、各種交流活動を推進し地域住民のネットワークの構築を図ります。

実施項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	備考
ふれあい学習推進協議会の設置	厳原	継続		見直し		
	美津島	継続		見直し		
	豊玉	継続		見直し		
	峰	継続		見直し		
	上県	継続		見直し		
	上対馬	継続		見直し		
あいさつナリ（プラスワン）運動の推進	厳原	継続		見直し		
	美津島	継続		見直し		
	豊玉	継続		見直し		
	峰	継続		見直し		
	上県	継続		見直し		
	上対馬	継続		見直し		
福祉推進校指定事業	継続		見直し			
福祉体験学習インストラクター養成講座	継続		見直し			

福祉出前講座等 市民向け講習会 の開催	継続		見直し			
各種交流事業の 推進	継続		見直し			

実施計画（２）

市民が安心して暮らせるよう総合相談事業や生活支援事業を行うとともに、情報の提供に努めます

① 総合相談事業の充実強化

市民個々の生活課題や悩みごとの相談を受け、課題解決に向けた支援やアドバイスをを行います。

実施事項	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	備考
無料法律相談	継続		見直し			
心配ごと相談	継続		見直し			
結婚相談所開設	継続		見直し			

② 「福祉あんしんセンター対馬」の設置運営

県社協の受託事業の日常生活自立支援事業を実施し、認知症高齢者や知的・精神障がい者の生活支援を行います。

実施事項	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	備考
日常生活自立支 援事業	継続					

③ 福祉資金貸付事業の実施

生活困難等のため、自立更生に必要な資金を得ることができない市民に対して資金を貸し付けることにより、自立更生を支援します。

実施事項	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	備考
福祉資金貸付事 業（独自）	継続					

生活福祉資金貸付事業の受託 (県社協受託)	継続						
高齢者・障害者住宅整備資金 (県社協受託)	継続						

④ 在宅福祉サービス事業

介護保険法・障害者総合支援法に基づき、介護サービスを行うことにより、自宅で暮らす介護が必要な高齢者や障がい者の住み慣れた我が家での生活を支援します。ただし、度重なる介護保険法の改正により厳しい経営状態が続いております。通所介護事業所「喜多の苑」に関しては建物だけの管理でデイサービス事業は指定管理外となっていたものをデイサービス事業を含めた内容での指定管理となるよう対馬市へ働きかけを行い、平成29年度からの5カ年の指定管理の指定を受けたところです。

また、対馬市の動向を注視しながら、地域包括ケアシステムの中で対馬市社協の果たす役割、可能性を模索する必要があります。

その為にも、市民から信頼される公共性の高いサービスの提供を目指し、利用者拡大等に努めていきます。

実施事項	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	備考
訪問介護事業	継続		見直し			
訪問入浴介護事業	継続		見直し			
通所介護事業	喜多の苑	継続	指定管理 指定継続			
	御嶽の里	継続		見直し	指定管理 入札	
居宅介護支援事業	継続		見直し			

⑤ サロン事業、健康維持のための各種講習会の実施

高齢者や障がい者、子育てを行っている方々等の各種サロン事業を行い、同じ悩みを抱えている方々の交流の場を設け生活課題の解決を支援するとともに、引きこもりの防止に努めます。また、市民の健康維持のための市民向け講習会を実施します。

実施事項	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	備考
高齢者サロン	● 継続		見直し		→	
障害者サロン	● 継続		見直し		→	
子育てサロン	● 継続		見直し		→	
健康維持のため の講習会の開催	● 継続		見直し		→	

⑥ 対馬市シルバー人材センターの運営

対馬市の「シルバー人材活用事業」による「対馬市シルバー人材センター」の運営を行い、元気高齢者の人材活用により、社会参加や生きがいづくりを支援します。

また、シルバー人材センターの安定した運営について対馬市と協議検討を行います。

実施事項	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	備考
対馬市シルバー 人材センターの 運営	● 見直し継続				→	
対馬市シルバー 人材センターの 地域拡大	● 協議		→			

⑦ 祭壇貸出事業

市民の葬祭については、民間の業者の進出により、質の高いサービスが行われていますが、比較的高額な支出が必要です。

安価な価格設定により、低所得者でも安心して葬祭事業ができるよう支援するために上県・上対馬地域において継続して実施してきました。しかし、民間業者の全島的な事業展開と質の高いサービスの提供により、祭壇貸出の利用件数は激減しております。

また、祭壇等の老朽化が進み更新等設備投資の必要性も考慮しなければいけません。低所得者層を中心に祭壇貸出事業に対するニーズはゼロとは言えません。

そこで、本事業に対する社会情勢や社協内部状況を勘案し、効率的な事業推進を目指します。

実施事項		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	備考
祭壇貸出事業	上 県	継続					
	上対馬	継続					

⑧ 広報・啓発活動の充実

市民に対し、生活情報や各種行事、福祉制度などあらゆる情報を発信し、市民の暮らしを支援します。

実施事項		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	備考
社協だよりの発行(年4回)		継続		見直し			
支所情報誌の発行		継続		見直し			
社協ホームページの充実		継続		見直し			
対馬市CATVの有効活用		新規		見直し			

⑨ 高齢者等地域見守りネットワークの構築

高齢者単身世帯や高齢者夫婦のみの世帯などの増加により、孤独死などの問題が発生しています。住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、身近な地域の人々との交流や声かけなどの見守り活動が課題となっています。

「高齢者等地域見守りネットワーク会議」を設置し、地域の実情に応じた見守り体制の在り方について検討し、各種関係機関と連携しながら、地域見守りネットワークの構築を図ります。

実施事項		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	備考
高齢者等地域見守りネットワーク会議の開催		継続		見直し			

実施計画（3）

社協と各種関係機関との連携を強化し、地域福祉の推進を図ります

各種関係機関との連携を強化し、情報を共有することにより、地域福祉の推進に努力します

また、福祉団体の運営は当事者の自主運営が基本でありますので、福祉団体の会員で出来ることは会員で行う等、事務分掌の棲み分けを実施し、自主運営に向けての人材の育成、会員増強等団体の組織力、基盤強化のための協力支援、会員相互のための福祉活動の推進、支援を行う必要があります。

実施事項	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	備考
対馬市関連部署との連携強化	継続		見直し			
地域マネージャーとの連携強化	継続		見直し			
民生委員・児童委員との連携強化	継続		見直し			
福祉団体との連携強化	継続		見直し			

実施計画（4）

定期的に市民ニーズ調査を行い社協活動の評価・見直しを行います。

市民の方々が納得できる社協活動展開のため、市民アンケートの実施や目安箱を設置し、市民の声を聞きながら、福祉ニーズの発掘を行うとともに、社協活動の点検評価を行い、定期的に社協活動の見直しを行います。

実施事項	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	備考
市民アンケートの実施		実施		実施		
地域福祉活動計画の見直し			中間見直し		第3次計画の策定	
基盤強化・中長期計画の見直し			中間見直し		第3次計画の策定	

基本計画 2

市民に信頼される社協づくりをめざし

安定した財源の確保に努めます

実施計画 (1)

民間財源・公費財源の安定的な確保を目指します。

① 会員制度の普及・啓発及び見直し検討を行います。

会員制度については、合併を機に対馬市全域で導入し、合併から10年経過し、ようやく対馬市全域へ浸透しつつありますが、人口減少、経済不況と相まって、制度の趣旨が会員になることで何かの利益が得られるというのではなく、社協の活動に賛同し支援するという意味あいのものであり、加入に対して理解が得られにくく今後の推進が苦慮されるものと考えます。

社協会費は、社協の事業運営の大きな財源であり、その加入率は、社協が市民にどれだけ理解されているかの指標でもあります。

今後さらなる加入率の向上を目指し、社協の活動のPR、会費の使途等の啓発を図るとともに、地区等の集会の場での依頼など、地域へ出向き制度の趣旨を訴える必要があると思います。

また、地区会員制度等市民の加入しやすい制度への移行、対馬に生まれ対馬で育ち対馬を離れて生活している方の賛助会員(ふるさと会員)のPRに努めます。

実施事項	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	備考
会員制度の普及・啓発	継続				→	
地区会員制度の拡充	継続				→	
賛助会員(ふるさと会員)の周知	継続				→	

② 寄付金・基金の有効活用の検討を行います。

香典返しを中心に市内の福祉活動の財源への活用を趣旨に年間約4,000千円程度の寄付をいただいております。対馬市内の社会福祉事業の推進を図ることを目的に「善意銀行基金」として積立てを行い、その運用益の活用や取り崩しを行い福祉事業を実施しています。

現在、善意銀行基金の積立額は、約98,823千円でありそれに対する運用益は年間15千円程度となっています。

今後は、基金の積立目標金額の設定やより有益な運用方法の検討及び寄付金の活用方法についての検討を行います。

実施事項	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	備考
基金積立目標額の設定	● 検討	● 新規				
より有益な基金の運用	● 検討	● 新規				
より有効な寄付金の活用	● 検討	● 新規				

③ 共同募金事業への協力を継続します。

共同募金事業は、社会福祉法第112条により、地域福祉を推進するための募金活動として定められており、対馬市内においては、市内で募金された金額の約70%が対馬市内の地域福祉の財源として本会に配分されています。市内地域福祉活動の財源確保のため今後も共同募金事業への協力をを行います。

実施事項	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	備考
共同募金事業への協力	● 継続					

④ 補助金の安定確保と新たな受託事業及び民間助成事業の研究を行います。

行政からの補助金は、人件費を中心とした社協運営費となっております。市民や行政に信頼される市民のための社協づくりを基本とし、さらなる補助金の安定確保に努めます。

また、市民の福祉ニーズの掘り起こしを行い、新たな受託事業や民間助成事業の研究を行います。

実施事項	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	備考
補助金確保のための協議	● 継続					
新しい受託事業の研究	● 継続					

民間助成事業の研究	● 継続						
-----------	------	--	--	--	--	--	--

⑤ 民間財源使途の透明性の確保に努めます。

会費・寄付金・募金等の民間財源は、市民が社協に負託した地域福祉推進のための財源です。市民が安心して負託できるよう使途を明確にし透明性を図るため、民間財源検討委員会を開催し、民間財源の有効活用を図ります。

実施事項	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	備考
民間財源検討委員会設置	● 継続					

実施計画（２）

事業収入財源確保のため健全な自主事業の運営に努めます。

① 社協らしい在宅福祉サービス事業の展開により健全な運営に努めます

在宅福祉サービスは、介護保険法・障害者総合支援法にもとづき、対馬市社協の自己責任により運営を行っています。しかしながら、両法の改正等の影響が大きく近年では、厳しい経営状況が続いています。

今後は、

- 1) 利用者への高品質なサービスの提供
- 2) 地域福祉活動につながる在宅要介護者の福祉ニーズの把握
- 3) 社協活動のための財源確保

という、社協が在宅福祉サービスを行う意義を再確認し、

- 1) 利用者の立場に立った高品質なサービス、低所得者や困難ケースなどへの対応に積極的に取り組むなど、地域住民から信頼される公共性の高いサービスの提供
- 2) 在宅で暮らす高齢者や障がい者など要介護者の福祉ニーズを発掘し、住民主体の福祉サービスの展開等地域福祉の推進につながる事業展開

など、社協らしい在宅福祉サービスの展開を目指すとともに、

- 3) 対象者やサービス事業者等事業資源の再確認による事業量の検討とそれに見合った事業所及び職員の設置の検討
- 4) 現状把握と経営理念を持った役職員の意識改革

など、在宅福祉事業の健全な運営に努めなければいけません。しかしながら前述のように、本事業の運営は厳しい現状であるのは間違いありません。対馬市社協が介護保険事業や障害者総合支援法を基本とした在宅福祉サービスを実施する目的・意義、また本事業に対する市内の社会資源をしっかりと確認し、今後の方向性の慎重な検討を行います。

実施事項	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	備考
役員及び職員研修会の開催	● 継続				→	

② 地域ニーズに則した収益事業の研究を行います。

上県・上対馬地域において祭壇貸出事業を実施しその収益を法人運営に繰り入れていきます。

しかし、近年民間業者の参入等環境変化によりその利用頻度は激減しておりますが、低所得者層を中心に祭壇貸出事業に対するニーズはゼロとは言えません。

そこで、本事業に対する社会情勢や社協内部状況を勘案し、さらなる事業推進を目指すと共に、今後も継続して地域ニーズに則した新たな収益事業についての研究を行います。

実施事項	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	備考
祭壇貸出事業の実施	継続					
地域ニーズに則した新規事業の研究	継続					

基本計画 3

市民の参画と安心・安全な社協運営のシステム作り

積極的に社協事業が展開できる体制整備に努めます

実施計画（1）

組織機構の改革を図ります


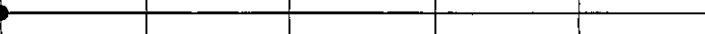
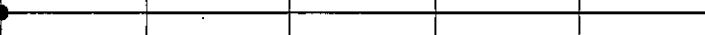
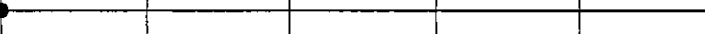
積極的な社協事業を展開するために、本会会長の出勤日数を週1回から週3回に増やします。

また、効率的かつ機能的な組織体制を構築する為、1本所5支所体制を1本所4支所体制への改革を実施します。

廃止される支所の地域へ不利益とならないよう窓口を設置し窓口業務だけは継続する等、サービスは現行を維持しながら支所減に向けての住民説明会等を実施し混乱を招かないよう進めてまいります。

役職員の意識改革を強固に図ります。財源の重みを感じ緊張感を持ってスピーディーに業務を行います。

職員の資質向上のための研修会の開催や職員の専門性の向上のための資格取得支援制度を充実します。

実施事項	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	備考
1本所4支所体制 へ向けた準備	新規 					
独自職員研修会 の開催	継続 					
外部研修会への 積極的な参加	継続 					
資格取得支援制 度の充実	継続 					

実施計画（2）

理事会・評議員会機能の強化と各種検討委員会の設置について検討します。

理事会・評議員会機能の強化を図るため役員等研修会を開催するとともに、基本計画2で掲げた「民間財源検討委員会」など、理事や評議員、市民や行政等関係機関が一体となった各種検討委員会の設置等、市民が参画できるシステムの検討を行います。

実施事項	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	備考
社協役員等研修会の実施	継続 ●————→					
各種検討委員会の検討	継続 ●————→					

社会福祉法人 対馬市社会福祉協議会

第2 期基盤強化・活動中長期計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1 条 対馬市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の運営に関する基盤強化・活動中長期計画を策定することを目的として、対馬市社会福祉協議会基盤強化・活動中長期計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 対馬市社会福祉協議会基盤強化・活動中長期計画の策定に関する事
- (2) その他、本会運営安定化のため必要と認められる事項に関する事

(組 織)

第3 条 委員会は、委員10名以内をもって組織する。

(委 員)

第4 条 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 関係行政職員
- (2) 対馬市地域福祉活動計画策定委員
- (3) 対馬市民生委員・児童委員
- (4) 本会役員及び評議員
- (5) 学識経験者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、特に本会会長が必要と認めたる者

(委員長及び副委員長)

第5 条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選任し、副委員長は委員長の指名によるものとする。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任 期)

第6 条 委員の任期は、委嘱された時から計画の策定が完了するまでの期間とする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第7 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(費用弁償)

第8 条 委員の費用弁償の額及び支給の方法は、本会の役員等の報酬及び費用弁償に関する規定並びに役職員等旅費支給規程に準じて費用弁償を行う。

(事務局)

第9 条 委員会の事務局は、本会総務・企画班に置く。

(補 則)

第10 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(委員会の特例)

- 2 委員会の最初の会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、会長が招集する。

(要綱の失効)

この要綱は、計画の策定が完了した日をもって効力を失う。

対馬市社会福祉協議会 第2期基盤強化・活動中長期計画策定委員

No.	氏名	所属（職名）	備考
1	仁位孝良	対馬市福祉部 部長	
2	三原叶也	対馬市地域福祉活動計画策定委員会 委員長	委員長
3	俵敏彦	対馬市民生委員・児童委員協議会連合会 会長	副委員長
4	大浦義光	対馬市社会福祉協議会 副会長	平成27年9月30日まで
	武田朋三	対馬市社会福祉協議会 副会長	平成27年10月1日から
5	柴田孝文	対馬市社会福祉協議会 評議員	
6	伊藤拓	対馬ひまわり基金法律事務所 弁護士	平成27年3月31日まで
	青木一愛	対馬ひまわり基金法律事務所 弁護士	平成27年4月1日から
7	齋藤義人	対馬市老人クラブ連合会 会長	
8	鍵本妙子	NPO法人対馬郷宿 理事	
9	小宮一崇	対馬市社会福祉協議会職員労働組合 執行委員長	

対馬市社会福祉協議会 第2期基盤強化・活動中長期計画策定スケジュール

年 月 日	内 容	備 考
平成27年1月14日 13時30分～	第1回 策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員長、副委員長の選任について ・ 計画策定の進め方について ・ 計画の基本事項について ・ 重点協議事項 ①会長の非常勤について 	
平成27年1月30日 10時～	第2回 策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 重点協議事項 ②組織機構について 	
平成27年2月12日 10時～	第3回 策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 講話「社会福祉の動向と社協の課題～第2期基盤強化・活動中長期計画に期待すること」 講師：長崎県社会福祉協議会 益本事務局長 ・ 重点協議事項 ②組織機構について 	
平成27年2月25日 10時～	第4回 策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 重点協議事項 ②組織機構について ③財源確保について ④介護保険事業について 	
平成27年4月17日 13時30分～	第5回 策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画素案の検討 ・ 計画素案の確定（中間答申） 	
平成27年12月22日 10時～	正副委員長・正副会長会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 対馬市地域包括ケアシステムにおける本会の役割 ・ 計画素案の確定（最終答申） 	

対馬市社会福祉協議会 第2期基盤強化・活動中長期計画

発行元 社会福祉法人 対馬市社会福祉協議会
長崎県対馬市豊玉町仁位 94-5
TEL 0920-58-1432 FAX 0920-58-1183
<http://tsushima-city-shakyo.jp/>